



三重県公報

平成28年9月23日(金)

第 2838 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
607	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
608	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
609	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
610	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	2
611	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
612	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	3
613	平成28年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	3
614	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 課)	4
615	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 経 営 課)	4
616	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
617	同件	(同)	5
618	同件	(同)	6
619	同件	(同)	7
620	同件	(同)	8
621	同件	(同)	9
622	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	10
623	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	10
624	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	11
選 管 告 示			
86	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選 挙 管 理 委 員 会)	12
87	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	12
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課)	13
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	13
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	13
	同件	(同)	13
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	14

告 示

三重県告示第 607 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院	四日市市久保田二丁目 1 番 2 号	平成 28 年 8 月 1 日
かつき内科	亀山市東町 1 丁目 2 番 19 号 2	平成 28 年 8 月 1 日
わき内科クリニック	志摩市阿児町甲賀字鹿谷 4128 番地 1	平成 28 年 8 月 1 日
ひつじ歯科・口腔外科クリニック	四日市市小古曾六丁目 2068 番地 1	平成 28 年 8 月 1 日
おおた歯科	亀山市川合町 1194 番地 2	平成 28 年 8 月 1 日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	平成 28 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションなのはな	桑名市長島町松ヶ島 180 番地 4	平成 28 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション デューン四日市	四日市市西浦 1 丁目 10 番 25 号 マインドビル 5 階	平成 28 年 9 月 1 日

三重県告示第 608 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ウエルシア薬局 鈴鹿桜島店	鈴鹿市桜島町 4 丁目 10-3	ウエルシア薬局株式会社	平成 26 年 9 月 1 日
ジップドラッグ 紀伊長島薬局	北牟婁郡紀北町東長島字中道 588	ココカラファイン薬局 紀伊長島店	平成 28 年 8 月 1 日

三重県告示第 609 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
笠井内科	桑名市五反田 2008-120	平成 28 年 7 月 31 日
医療法人三重愛心会四日市青洲病院	四日市市久保田 2-1-2	平成 28 年 7 月 31 日
かつき内科	亀山市東町 1 丁目 2 番 19 号 2	平成 28 年 7 月 31 日
わき内科クリニック	志摩市阿児町甲賀字鹿谷 4128-1	平成 28 年 7 月 31 日
佐藤歯科医院	四日市市久保田 1 丁目 3 番 30 号	平成 28 年 7 月 17 日
ひつじ歯科・口腔外科クリニック	四日市市小古曾 6 丁目 2068-1	平成 28 年 7 月 31 日

三重県告示第 610 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院	四日市市久保田二丁目1番2号	平成28年8月1日
かつき内科	亀山市東町1丁目2番19号2	平成28年8月1日
わか内科クリニック	志摩市阿児町甲賀字鹿谷4128番地1	平成28年8月1日
ひつじ歯科・口腔外科クリニック	四日市市小古曾六丁目2068番地1	平成28年8月1日
おおた歯科	亀山市川合町1194番地2	平成28年8月1日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町1521-1	平成28年9月1日
訪問看護ステーションなのはな	桑名市長島町松ヶ島180番地4	平成28年9月1日
訪問看護ステーション デューン四日市	四日市市西浦1丁目10番25号 マインドビル5階	平成28年9月1日

三重県告示第611号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ウエルシア薬局 鈴鹿桜島店	鈴鹿市桜島町4丁目10-3	ウエルシア薬局株式会社	平成26年9月1日
ジップドラッグ 紀伊長島薬局	北牟婁郡紀北町東長島字中道588	ココカラファイン薬局 紀伊長島店	平成28年8月1日

三重県告示第612号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
笠井内科	桑名市五反田2008-120	平成28年7月31日
医療法人三重愛心会四日市青洲病院	四日市市久保田2-1-2	平成28年7月31日
かつき内科	亀山市東町1丁目2番19号2	平成28年7月31日
わか内科クリニック	志摩市阿児町甲賀字鹿谷4128-1	平成28年7月31日
佐藤歯科医院	四日市市久保田1丁目3番30号	平成28年7月17日
ひつじ歯科・口腔外科クリニック	四日市市小古曾6丁目2068-1	平成28年7月31日

三重県告示第613号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定（同令第118条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目	試験種目
自衛官候補生 男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男子	平成 28 年 10 月 17 日 (月) まで	平成 28 年 10 月 22 日 (土)	平成 29 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男子。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男子	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 614 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日 第 6 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社松幸農産	代表取締役 松田 丈輔	伊勢市川端町 205 番地 1

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
堀口 禎人	■■■■■■■■■■	玄米	K2428046
野田 雄二	■■■■■■■■■■	玄米	K2428047

三重県告示第 615 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
神島区域 (鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち神島の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数20トン以上40トン未満の漁船によるものをいう。)

三重県告示第 616 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン四日市日永店
四日市市日永四丁目1887番3ほか10筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	昭光通商株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号	西本 浩
変更後	昭光通商株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号	宮崎 孝

(2) 大規模小売店舗の名称

(変更前) エイデン四日市日永店
(変更後) エディオン四日市日永店

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
変更後	株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉

3 変更年月日

- (1) 平成25年12月2日
- (2) 平成24年10月1日
- (3) 平成23年6月29日

4 変更理由

- (1) 設置する者の代表者の氏名変更のため
- (2) 店舗名称変更のため
- (3) 小売業を行う者の住所変更のため

5 届出の日

平成28年9月12日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成28年9月23日から平成29年1月23日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 617 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン伊勢店

伊勢市上地町字卯起 2680-1 ほか1筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
変更後	株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉

(2) 大規模小売店舗の名称

(変更前) エイデン伊勢店

(変更後) エディオン伊勢店

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
変更後	株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉

3 変更年月日

(1) 平成23年6月29日

(2) 平成24年10月1日

(3) 平成23年6月29日

4 変更理由

(1) 設置する者の住所変更のため

(2) 店舗名称変更のため

(3) 小売業を行う者の住所変更のため

5 届出の日

平成28年9月12日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成28年9月23日から平成29年1月23日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第618号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき

事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン松阪店

松阪市田村町字六才 477 番 3 ほか 19 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) エイデン松阪店

(変更後) エディオン松阪店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
	株式会社ナカミチ	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 3451 番地	中井 良樹
変更後	株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉
	株式会社ナカミチ	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 3451 番地	中井 良樹

3 変更年月日

(1) 平成24年10月1日

(2) 平成23年6月29日

4 変更理由

(1) 店舗名称変更のため

(2) 小売業を行う者の住所変更のため

5 届出の日

平成28年9月12日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成28年9月23日から平成29年1月23日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第619号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン桑名店

桑名市大字東方字福島前 771 番地ほか 13 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
変更後	株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉

(2) 大規模小売店舗の名称

(変更前) エイデン桑名店

(変更後) エディオン桑名店

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
変更後	株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉

3 変更年月日

(1) 平成23年6月29日

(2) 平成24年10月1日

(3) 平成23年6月29日

4 変更理由

(1) 設置する者の住所変更のため

(2) 店舗名称変更のため

(3) 小売業を行う者の住所変更のため

5 届出の日

平成28年9月12日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成28年9月23日から平成29年1月23日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第620号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシンアウトレット名張店

名張市瀬古口字丁ノ坪222番地ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
変更後	株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名

変更前	上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	土井 栄次
変更後	上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	中嶋 克彦

3 変更年月日

- (1) 平成23年6月29日
- (2) 平成24年6月28日

4 変更理由

- (1) 設置する者の住所変更のため
- (2) 小売業を行う者の代表者の氏名変更のため

5 届出の日

平成28年9月12日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成28年9月23日から平成29年1月23日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第621号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオオン尾鷲店

尾鷲市矢浜岡崎町230番地ほか25筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
変更後	株式会社エディオオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉

- (2) 大規模小売店舗の名称

(変更前) エイデン尾鷲店

(変更後) エディオオン尾鷲店

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社エディオオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	久保 允誉
変更後	株式会社エディオオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉

3 変更年月日

- (1) 平成23年6月29日
- (2) 平成24年10月1日
- (3) 平成23年6月29日

4 変更理由

- (1) 設置する者の住所変更のため

- (2) 店舗名称変更のため
- (3) 小売業を行う者の住所変更のため
- 5 届出の日
平成 28 年 9 月 12 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 28 年 9 月 23 日から平成 29 年 1 月 23 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 622 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出（変更の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル津藤方店
津市藤方字西大田 571 番 1 ほか
- 2 津市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ア 騒音及び振動について、騒音規制法第 2 条及び振動規制法第 2 条に規定する特定施設並びに三重県生活環境の保全に関する条例第 2 条に規定する指定施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。
 - イ 夜間の自動車利用者、たむろする若者等による騒音が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合は速やかに対応すること。
 - (2) 廃棄物に係る事項
 - 夜間の自動車利用者、たむろする若者等によるごみ問題等が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合は速やかに対応すること。
 - (3) その他事項
 - スーパーセンタートライアル津藤方店の場所に関しては、藤水小学校及び橋南中学校の校区であり、通学する児童生徒の通学路の近くでもある。工事の施工にあたっては、児童生徒の通学路を工事車両等が通行すると思われるため、交通誘導員を配置する等、通学時（登下校時）の交通安全対策について配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 28 年 9 月 23 日から同年 10 月 24 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 623 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	メートル	延長	メートル

三重郡菟野町大字菟野字御在所ヶ嶽一之谷 8503 番 1 地先内	旧	55.17~85.10	152.11
	新	69.35~104.23	152.11

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市西庄内町字北山 114 番 3 地先から 鈴鹿市西庄内町字北山 134 番 1 地先まで	旧新	2.86~3.67	138.00
	新	4.00	145.20

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上稲葉羽野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市稲葉町字稲初垣内 757 番 1 地先から 津市稲葉町字稲初垣内 862 番地先まで	旧	5.07~11.25	86.50
	新	8.82~10.78	86.50

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館町通線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市宇治館町字岩井田沖 535 番地先から 伊勢市中村町字庚申塚 962 番 2 地先まで	旧	5.50~10.90	316.20
	新	8.90~27.60	316.20

第 5

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町東宮字豆方 86 番 48 地先から 度会郡南伊勢町東宮字豆方 71 番地先まで	旧	26.30~114.70	29.20
	新	25.40~114.70	29.20

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯部大王線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市阿児町甲賀字内田 2640 番地先から 志摩市阿児町甲賀字内田 2649 番地先まで	旧	9.20~10.60	24.50
	新	9.80~16.20	24.50

三重県告示第 624 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市関線	鈴鹿市西庄内町字北山 114 番 3 地先から 鈴鹿市西庄内町字北山 134 番 1 地先まで	平成 28 年 10 月 1 日
県道 上稲葉羽野線	津市稲葉町字稲初垣内 755 番 1 地先から 津市稲葉町字稲初垣内 862 番地先まで	平成 28 年 9 月 23 日

国道 260号	度会郡南伊勢町東宮字豆方 86 番 48 地先から 度会郡南伊勢町東宮字豆方 87 番 6 地先まで	平成 28 年 9 月 23 日
県道 磯部大王線	志摩市阿児町甲賀字内田 2640 番地先から 志摩市阿児町甲賀字内田 2649 番地先まで	平成 28 年 10 月 1 日
県道 南勢磯部線	志摩市磯部町下之郷字大矢 1493 番 3 地先から 志摩市磯部町下之郷字大矢 1750 番 1 地先まで	平成 28 年 10 月 1 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

平成 28 年三重県選挙管理委員会告示第 65 号は、廃止します。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

50 分の 1 の数 30,379

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 289,864

三重県選挙管理委員会告示第 87 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

平成 28 年三重県選挙管理委員会告示第 66 号は、廃止します。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	77,420
四 日 市 市	84,925
伊 勢 市	36,308
松 阪 市	45,745
桑名市・桑名郡	40,611
鈴 鹿 市	53,385
名 張 市	22,469
尾鷲市・北牟婁郡	10,439
亀 山 市	13,253
鳥 羽 市	5,737
熊野市・南牟婁郡	10,950
いなべ市・員弁郡	19,428
志 摩 市	15,279
伊 賀 市	25,618
三 重 郡	17,773
多 気 郡	13,441
度 会 郡	13,529

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和34年三重県規則第48号）第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
1,000円券	港湾運送業	21619604613～ 21619604616	4	平成28年5月1日～ 平成28年10月31日	株式会社ネクステージ セルフDr. Drive川原町給 油所

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山岸 泰平	津市白山町稲垣 115	津市白山町古市田鹿 1271 ほか 63 筆
大田 雅久	津市白山町二本木 2831	津市白山町二本木下岡前 5007 ほか 3 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町金剛坂 690	伊勢市粟野町南浦 94 ほか 2 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

平成28年9月23日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業期間

平成28年9月15日から平成29年1月23日まで

3 作業地域

伊勢市朝熊町、同市二見町江、同町三津、同町茶屋、同町山田原、同町溝口、度会郡玉城町朝久田、同町原、同町上玉川、同町上田辺及び同町山神

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成28年9月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値撮影及び数値図化）

2 作業期間

平成28年9月6日から平成29年3月17日まで

3 作業地域

桑名市小貝須、同市和泉、同市安永、同市矢田、同市上野、同市太夫、同市西別所、同市新西方1丁目、同市新西方6丁目、同市西方、同市東方、同市播磨、同市西汰上、同市東汰上、同市上深谷部、同市下深谷部、

同市川崎町、同市多度町下野代、同町肱江、同町香取、同町戸津及び同町柚井

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、多気町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
多気都市計画地区計画
相可駅北地区及び県道勢和兄国松阪線沿道地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
